

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人国民生活センター

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成 20 年度実績		見直し後	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
競争性のある契約	(65.9%) 54	(72.2%) 1,375,278	(92.7%) 76	(98.8%) 1,880,387
競争入札	(58.5%) 48	(65.4%) 1,244,571	(79.3%) 65	(92.7%) 1,763,923
企画競争、公募等	(7.3%) 6	(6.9%) 130,708	(13.4%) 11	(6.1%) 116,464
競争性のない随意契約	(34.1%) 28	(27.8%) 528,286	(7.3%) 6	(1.2%) 23,177
合 計	(100%) 82	(100%) 1,903,564	(100%) 82	(100%) 1,903,564

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	54	1,375,278
うち一者応札・一者応募	(22.2%) 12	(9.4%) 129,270

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(33.3%) 4	(42.3%) 54,710
仕様書の変更	1	33,540
参加条件の変更	1	1,615
公告期間の見直し	4	54,710
その他	0	0
契約方式の見直し	(25.0%) 3	(7.6%) 9,764
その他の見直し	(33.3%) 4	(48.3%) 62,433
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(8.3%) 1	(1.8%) 2,363

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。

(2) 随意契約等の見直し

- ① 情報処理のシステム等に関連するものについては、システムの切替時に順次、一般競争入札に移行する。
- ② リース契約等、複数年度を前提に契約を行っているにもかかわらず、初年度に係る契約のみ一般競争入札等を行い、次年度以降は随意契約を行ったものは、機器の耐用年数を考慮しつつ、複数年度契約による一般競争入札を実施する。
- ③ 複数年度に渡る保守契約が必要とされる契約等について、業務の性質上可能と判断されるものは、保守契約を一体で契約することなどを検討する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

- ① 過去に一者応札・一者応募となった契約で引き続き同様の結果が想定されるもの、及び、新規の案件であって応札者が少数であると見込まれるものは、原則として、休日を除いて10日間以上の公告期間を確保する。
- ② 一者応札・一者応募となっている契約については、業務内容等に応じ、契約（落札決定）後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定し、また、年度当初から業務が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間が設けられるよう入札実施時期を設定する。
- ③ 仕様書内容について、理解しやすい仕様内容となっているか検討する。
- ④ 業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で契約することなどを検討する。